

ご利用者のみなさま

## iichiko 総合文化センター利用料金の変更について

この度、平成24年4月1日から当分の間、iichiko 総合文化センターでは下記団体の皆様が芸術・文化活動としてホールをご利用いただく際に、新たに一定の減免措置をさせていただくことになりました。

これからも、より利用しやすくなった iichiko 総合文化センターをご愛顧のほどお願い申し上げます。

### ● 減免対象団体と減免額

以下の団体がホールを芸術・文化活動としてご利用の場合、ホール利用料と楽屋利用料を減免します。

- ① 学校（昭和22年法律第26号第1条に規定する学校）・・・利用料の40%
- ② 認定文化団体（別紙参照）・・・・・・・・・・・・・・・・・・利用料の30%

iichiko 総合文化センター

指定管理者  
財団法人大分県文化スポーツ振興財団  
施設管理課  
TEL 097-533-4003

## 認定文化団体一覧

### 1 芸術・文化団体

大分県芸術文化振興会議又はその加盟団体（個人が主催するものを除く。）

### 2 学校教育関係団体

大分県小学校教育研究会及び各部会、大分県中学校教育研究会及び各部会、  
大分県高等学校教育研究会及び各部会、大分県中学校文化連盟、  
大分県高等学校文化連盟、大分県国公立幼稚園会、大分県私立幼稚園連合会、  
大分県造形教育研究会、財団法人大分県教職員互助会

### 3 社会教育関係団体

大分県PTA連合会、大分県高等学校PTA連合会、大分県連合青年団、  
社団法人大分県地域婦人団体連合会、大分県公民館連合会、  
大分県子ども会育成会連絡協議会、日本ボーイスカウト大分県連盟、  
社団法人ガールスカウト日本連盟大分県支部、  
社団法人日本海洋少年団大分県連盟、「小さな親切」運動大分県本部、  
大分県青少年赤十字指導者協議会、大分県生活学校運動推進協議会、  
大分県社会教育委員連絡協議会、大分県ユネスコ協会連盟、  
大分県文化財愛護少年団体連絡協議会、大分県国公立幼稚園PTA連合会